

一括届出の場合

- ①一括届出が明記された船員手帳
- ②船舶所有者が証明した乗船履歴証明書
- ③一括届出許可申請書

上記3点セットで提出

サンプル日本3-1 一括届出①船員手帳

一括届出が明記され、

職務

船舶所有者の住所「及び氏名または名称

雇入期間

雇入年月日及び雇入港

等、

必要事項を明記の上、官庁受理印が押してあること。(雇止している場合は、雇止めの方にも明記の上受理印要)

一括届出 ①船員手帳

雇入契約関係			
船名	一括届出	総トン数	トン
職務		主機の種類	
	一等航海士	主機の出力	KW
船舶所有者の住所及び氏名又は名称		航行区域もしくは従業制限若しくは従業区域	
船長氏名(印又は署名)	東京都〇〇区〇〇***-***(株)◆◆◆◆◆◆◆◆	船舶の用途	
		年齢18年に達する日	
雇入期間	不定		(官庁受理印)
雇入年月日及び雇入港	平成23年11月17日	〇〇〇港	運輸支局(海事事務所)並びに指定市町村
備考			

更新・変更(船名、総トン数、主機の種類もしくは出力、航行区域もしくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間)			
年月日及び新旧事項 職名変更 新 船長 変更日 旧 一等航海士			(官庁受理印) 運輸支局(海事事務所)並びに
雇止年月日及び雇止港	令和4年10月25日	〇〇〇港	(官庁受理印) 運輸支局(海事事務所)並びに指定市町村
備考	退職		

級	一級	二級	三級
職務	船長	船長及び一等航海士(次席等一等航海士含む)	三等航海士(次席等三等航海士含む)

サンプル日本3-2 一括届出②船舶所有者が証明した証明書

一括届出 ②船舶所有者が証明した乗船履歴証明書

海技士国家試験にかかる乗船履歴証明書(一括届出又は交代制勤務制船舶用)

【被証明者】

氏名	水先太郎	海技免状の種類	○級海技士(航海)
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	海技免状の番号	*****
本籍の都道府県名	東京都	有効期間満了日	令和〇〇年〇月〇日
住所	東京都〇〇区〇〇町		

【証明者】

上記の者の乗船履歴については、下記のとおり相違ないことを証明します。

2022年12月1日

名称 (株)〇〇〇〇〇〇
所在地 東京都〇〇区〇〇 1-1-1
電話番号 03-0000-0000
代表者の氏名 ◇◇◇◇ ◇◇

※一括届出にあつては、許可証を添付すること。

(乗船履歴)

乗船日数部分は必ず職務別に明記すること

船舶名	総トン数	航海区域	職名	雇入日等 (A:注1)	雇止日等 (B:注2)	雇入期間等 (A~B)	乗船日数 (注3)
〇〇〇丸	3,500	沿海	一等航海士	2011/12/7 (2016/11/22)	2022/10/25 (2017/7/15)	10年10ヶ月19日	7ヶ月24日
△△△丸	5,000	沿海	一等航海士	2011/12/7 (2017/12/1)	2022/10/25 (2018/6/30)	10年10ヶ月19日	7ヶ月0日
			一等航海士			計	1年2ヶ月24日
◇◇◇丸	12,000	沿海	船長	2011/12/7 (2019/1/3)	2022/10/25 (2019/6/15)	10年10ヶ月19日	5ヶ月13日
△△△丸	5,000	沿海	船長	2011/12/7 (2019/10/1)	2022/10/25 (2020/6/30)	10年10ヶ月19日	9ヶ月0日
◎◎◎丸	12,000	沿海	船長	2011/12/7 (2020/9/22)	2022/10/25 (2021/2/15)	10年10ヶ月19日	4ヶ月25日
◎◎◎丸	12,000	沿海	船長	2011/12/7 (2021/5/31)	2022/10/25 (2021/9/25)	10年10ヶ月19日	3ヶ月26日
			船長			計	1年11ヶ月4日
						合計	3年1月28日

注1. 雇入日が海技免状の満了日から5年前の日(有効期間の起算日)以前の場合には、「雇入日等」の欄には、当該5年前の日(有効期間の起算日)を記入すること。

注2. 証明日において現に雇入中の場合には、「雇止日等」欄には証明日を記入すること。

注3. 「乗船日数」欄には、雇入期間等から、病気療養その他の自己都合による休暇(通常の乗船履歴勤務体制において予定されている休暇を除く。)により乗船勤務体制から完全に離脱した日を除外した日数を記入すること。

注4. 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第31条の規定による「異なる乗船履歴の合算」を行うため、乗船日数の換算を行う場合は、「乗船日」の欄に職務別の乗船日数の内訳を記入し、かつ、換算した乗船日数を括弧して付記すること。

サンプル日本3-3 一括届出③一括届出許可申請書

一括届出 ③一括届出許可申請書

記載例

第九号書式(第二十二条関係)

一括届出許可申請書(新規/更新)

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

主たる船員の労務管理を行う事務所	船舶所有者(本社)
所在地 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57	住所(所在地) 東京都千代田区霞が関2-1-3
(電話) 045-211-7232	(電話) 03-5253-8111(代表)
名称 国土交通海運 株式会社 関東支店	氏名(名称) 国土交通海運 株式会社
責任者氏名 取締役海務部長 関東 太郎	

船舶法施行規則第22条に規定する一括届出の許可を受けたいので、同条の規定により申請します。

1 一括届出を受けようとする船舶

船名	船舶番号	総トン数	航行区域又は従業制限及び従業区域	船舶の用途	主機の出力 キロワット	航路又は漁業の種類	備考
〇〇〇〇丸	123456	3,500	沿海区域	コンテナ船	〇〇〇〇KW	横浜-東京湾内	
△△△△丸	234567	5,000	沿海区域	コンテナ船	〇〇〇〇KW	横浜-東京湾内	
◇◇◇◇丸	345678	12,000	沿海区域	コンテナ船	〇〇〇〇KW	横浜-東京湾内	

- 2 許可に係る船舶に乗り組む船員の労働条件 就業規則(労働協約)による。
- 3 許可を受けようとする事由 乗組員の疲労回復、士気の向上等、労務管理の適正化を図る。
- 4 許可を受けようとする期間 平成24年4月1日～平成26年3月31日
- 5 許可に係る船舶相互間において、船員を転船させる方法及び体制 別紙のとおり(クルーリスト(予備船員含む)、乗船勤務表等を添付)
- 6 許可に係る船舶に乗り組む船員の労務管理体制 別紙のとおり(作業時間割、労務管理体制図等を添付)

※ここに、関東運輸局長が許可する旨の記載するため、空欄にしておいて下さい。

第 〇 号

上記の申請を次の附款を附して許可する

平成 年 月 日 〇〇運輸局長

- 1 海員名簿を備え置くべき場所 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 国土交通海運(株)関東支店
- 2 雇入契約の成立等の届出をすべき地方運輸局等の事務所 関東運輸局 〇〇支局・△△海事事務所
- 3 船舶その他許可に係る事項のうち、次に掲げる事項を変更するときは変更許可を申請すること。
 - (1) 船舶の範囲(ただし、許可を受けた船舶が船舶安全法に係る定期検査及び中間検査又は修理等により一時期運航を休止しその間臨時に代船を就航させる場合又は季節的要因による増便等運航ダイヤの変更により一時期のみ就航させる船舶の範囲が異なる場合を除く。)
 - (2) 就航航路又は航行水域(ただし、労働条件等同等船及び一時期のみの就航航路又は航行水域の変更を除く。)
 - (3) 船舶相互間において、船員を転船させる方法又は体制(ただし、根本的な変更に限る。)
- 4 許可に係る事項のうち、次に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ変更の届出すること。ただし、(2)については、やむを得ない事由があるときは、事後における届出で足りる。
 - (1) 船舶相互間において船員を転船させる方法又は体制(ただし、3(3)により変更許可を申請すべき事項を除く。)
 - (2) 許可書に記載されている事項であって、3及び(1)に掲げる事項並びに許可を受けた事由及び許可を受けた期間以外の事項
- 5 海技士国家試験及び小型船舶操縦士国家試験に必要な事項(船員の乗り組んだ船舶の名称、総トン数、航行区域又は従業制限及び従業区域、船舶ごとの乗船期間並びにそれらの船舶において従事した職務)について船舶所有者が記録し、15年保存すること。
- 6 一括届出を必要としなくなる場合は、必要としなくなる年月日を明示してあらかじめ届出をすること。
- 7 船員法、同法に基づく命令又は許可に附せられた附款に違反したとき若しくは許可基準に適合しなくなったときは、許可を取り消し、又は許可の更新を行わないことがある。
- 8 労働条件等同等船に乗り組む船長は、現に乗り組む船員の氏名、生年月日、船員手帳番号、職名を記載した名簿を作成し、船内に備置すること。また、それらを就航させる船舶所有者は各船舶ごとの配乗実績表を記録し、2年間保存すること。